

第1章

前橋市こども計画について

- 1 … 計画策定の背景・趣旨
- 2 … 計画の位置づけ
- 3 … 計画の期間
- 4 … 計画の対象

「こども」の表記について

この計画では、こども基本法と同じく、原則ひらがな表記の「こども」を使用しています。ただし、法令等で定められている場合や、固有名詞を用いる場合、他の語との関係でひらがな表記以外を使用することが適切と判断される場合は「子供」、「子ども」、「児童」などを使用しています。



第1章

前橋市こども計画について

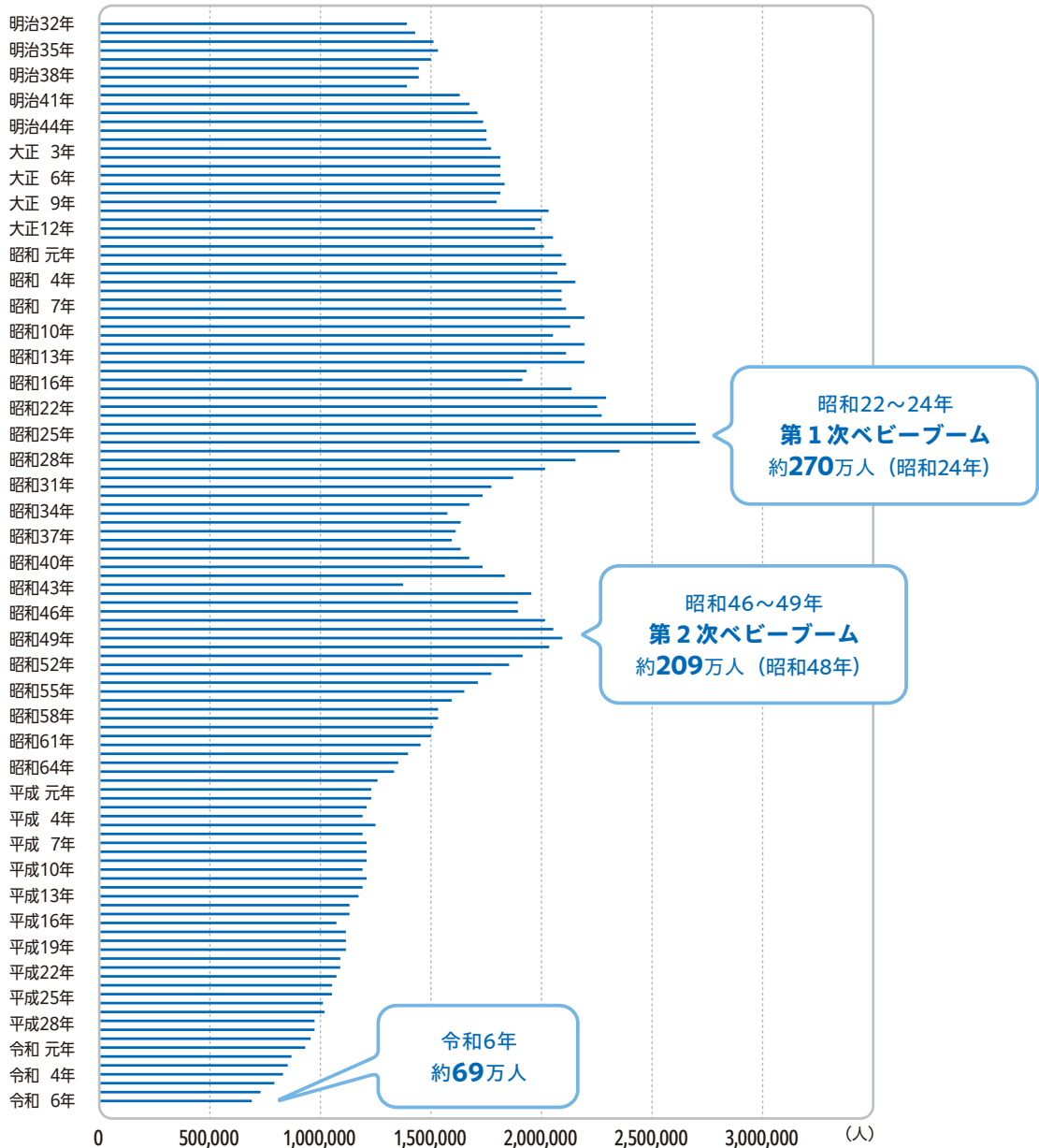
1

計画策定の背景・趣旨

人口、出生数の減少

- 日本の人口は平成20年をピークに減少が始まり、同年の1億2,808万人から令和6年の1億2,380万人へと、この16年間で400万人以上が減少しました。
- 人口減少の主な要因は少子化で、出生数は最も多かった昭和24年には約270万人、第2次ベビーブームの昭和48年には約209万人でしたが、直近の令和6年には約69万人と大きく減少しています。同年の合計特殊出生率も1.15と過去最低を記録して、日本の人口減少は加速しています。

■ 日本の出生数

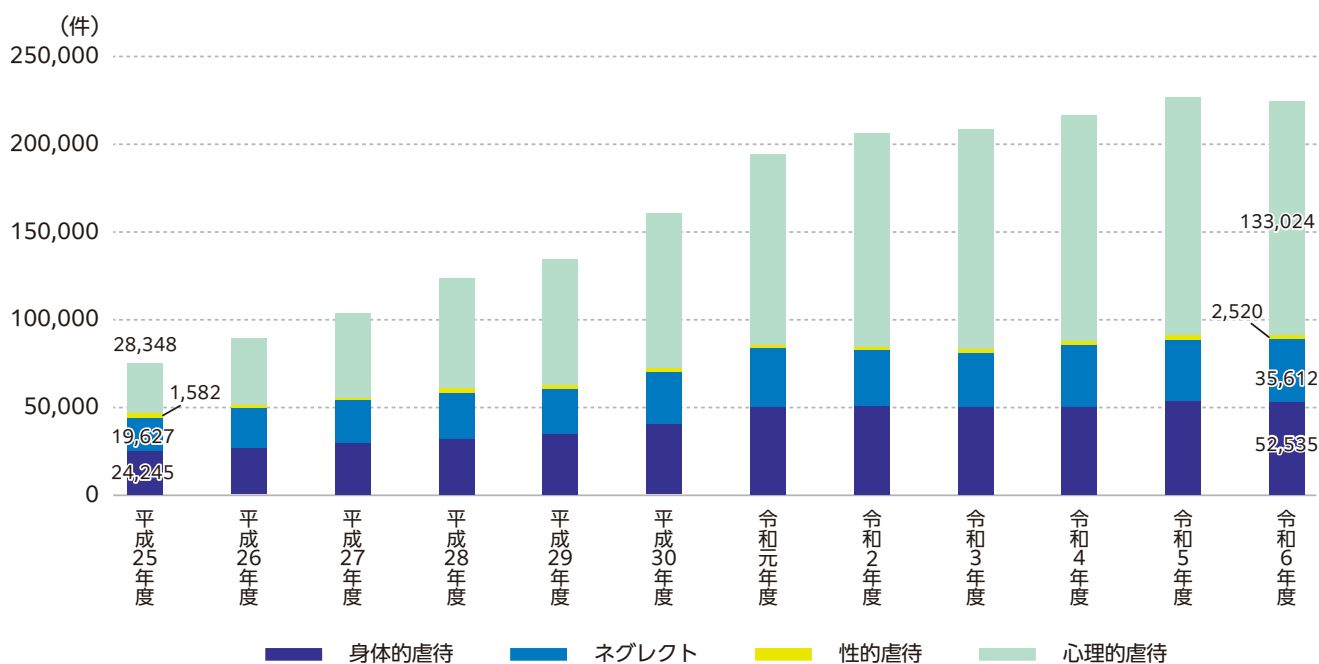


出典：人口動態調査（厚生労働省）

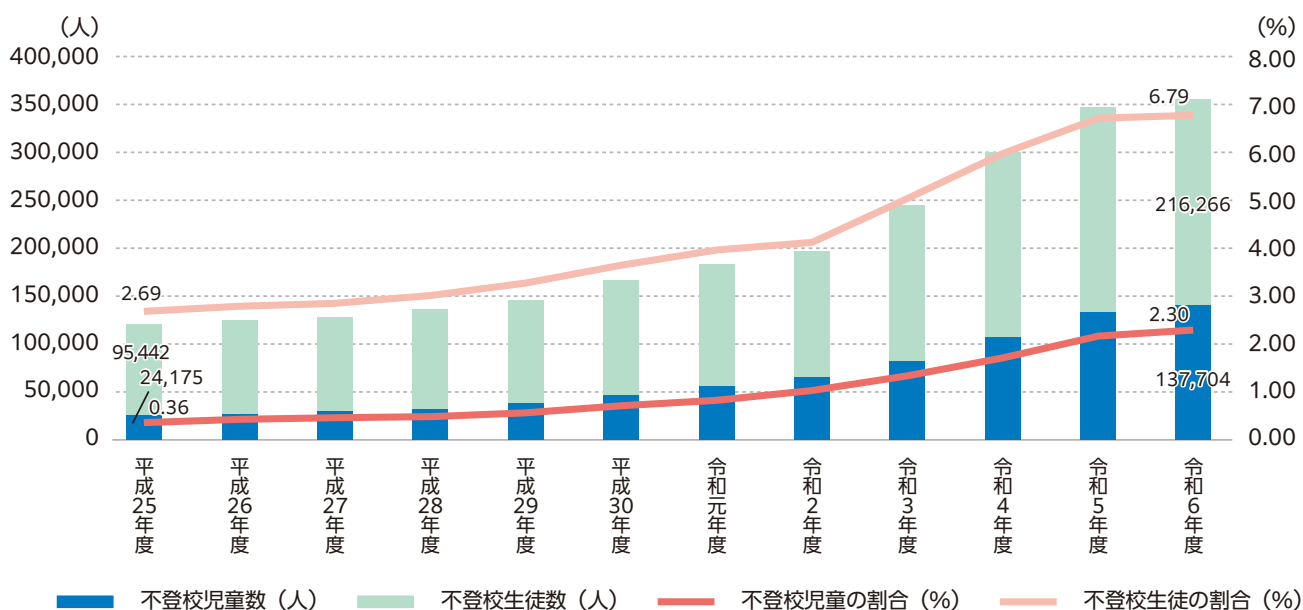
近年のこども・若者を取り巻く環境

- 人口の減少が進む中、家族の構成やライフスタイルも変化しています。人口が減少する一方で、世帯数は増加が続いています。これは一世帯あたりの家族の人数が減っていることを意味し、平成16年には1世帯あたりの平均人数が2.72人でしたが、令和6年は2.20人となり、以前に比べ3世代で暮らす世帯が大きく減少し、単身の世帯や夫婦のみの世帯が増加しています。
- また、こどものいる世帯では、ともに働きながら子育てを行う夫婦も増え、多忙な生活を送る中で家族で一緒に過ごす時間や、地域とのつながりを持つ機会が減っています。一方で、携帯電話やインターネットが生活に浸透するとともに、より低年齢のこどもにも普及し、SNSやゲームを通じて人とつながることや情報を得ることなど、コミュニケーションの方法も大きく変化しています。
- 家庭や社会の環境が大きく変化している中、こどもや若者の間では、不登校、児童虐待、貧困などの困難な状況を抱える人が増えています。さらに、近年ではこどもが家庭の事情から、家事や親の世話を日常的に行うヤングケアラーも新たな社会問題として取り上げられています。

■ 児童相談所における児童虐待相談対応件数（全国）



■ 不登校児童生徒数（全国）



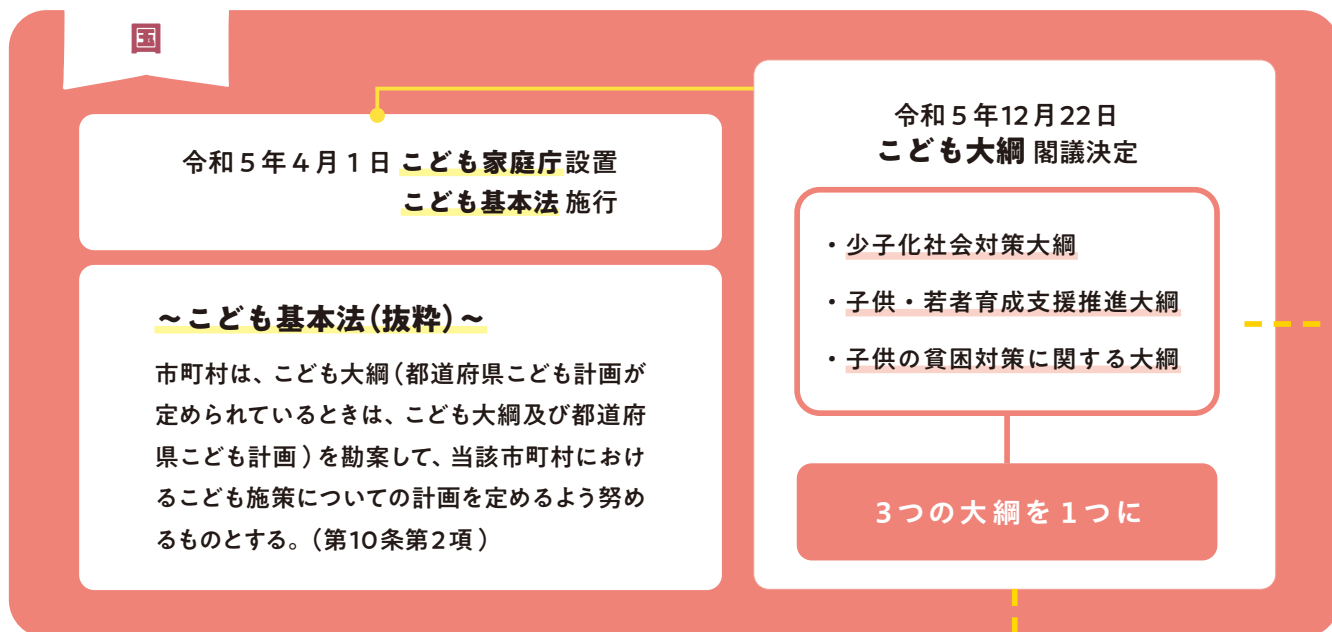
国・県の動向

- こどもや若者を取り巻く環境が大きく変化中、常にこどもの視点に立ち、こどもの最善の利益を第一に考え、政府全体のこども施策を強力に進めるための司令塔として、令和5年4月1日にこども家庭庁が創設されました。
- さらに同日、全てのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体でこども施策に取り組むことができるよう、基本理念や基本となる事項を定めるなど、こども施策を総合的に推進していくことを目的に、「こども基本法」が施行されました。
- こども基本法に基づいて、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針、重要事項やこども施策を推進するために必要な事項を定めた「こども大綱」が策定されました。こども大綱では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」の3つの大綱が1つに束ねられるとともに、こどもの権利保障やウェルビーイングの実現に向けた施策を包括的に示し、総合的かつ一体的にこども施策を進めています。
- こども基本法第10条では、都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を策定すること、また、市町村はこども大綱、都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を策定するように努めることが定められています。群馬県では、これまでのこども、若者を巡る課題を一体的・効果的に解決するために策定された「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」に代わり、こども大綱を踏まえ、こどもの権利をより重視した「ぐんまこどもビジョン2025」を策定し、令和7年4月から計画を開始しています。

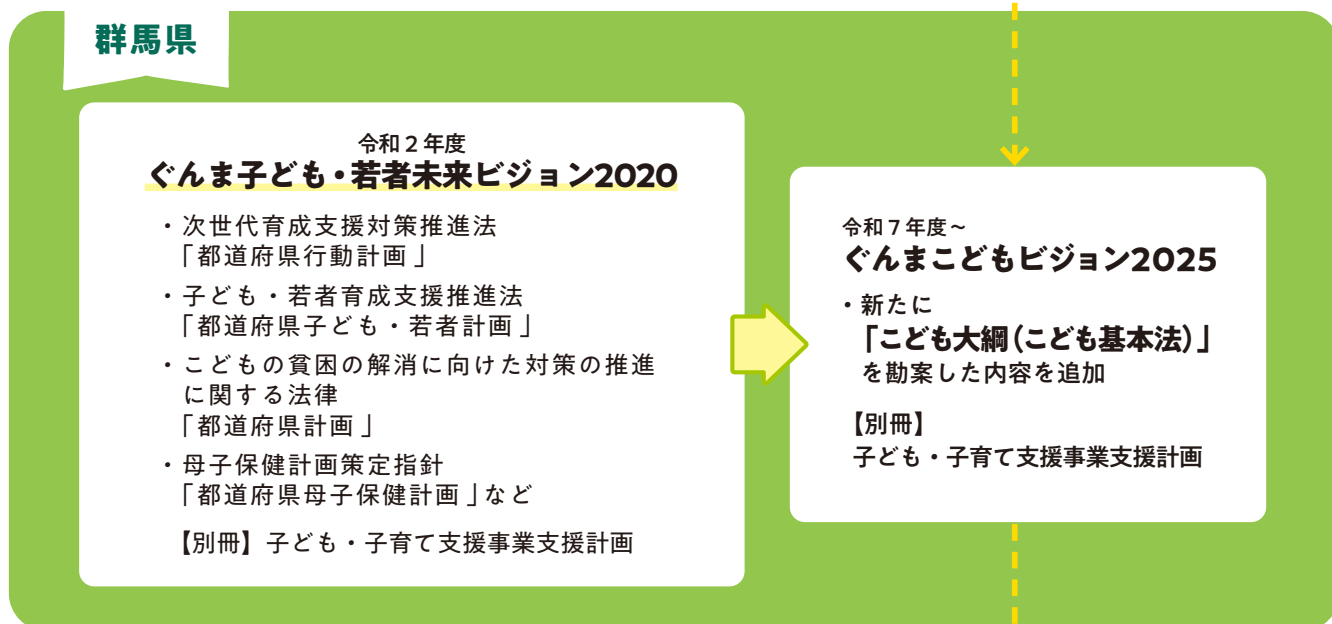
前橋市の考え

- これまで本市では、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域のこども・子育て支援の充実などについて「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定して各取組を進めてきました。この計画では、基本理念として「こどもの最善の利益が実現するまちを目指します」を掲げ、法定の内容に加えて、母子保健や児童虐待の防止、仕事と家庭生活との両立の推進など、幅広い施策を盛り込み、本市のこども施策の中心的な計画としてきました。
- 本市では、近年のこどもや若者を取り巻く環境の変化や国、県の動向を踏まえて、これまで以上にこども施策を強力に、総合的に推進し、本市の全てのこども、若者が笑顔で自分らしく、幸せに育つことができる市を実現するために、令和7年4月に計画が開始されている「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で、新しく「前橋市こども計画」を策定しました。



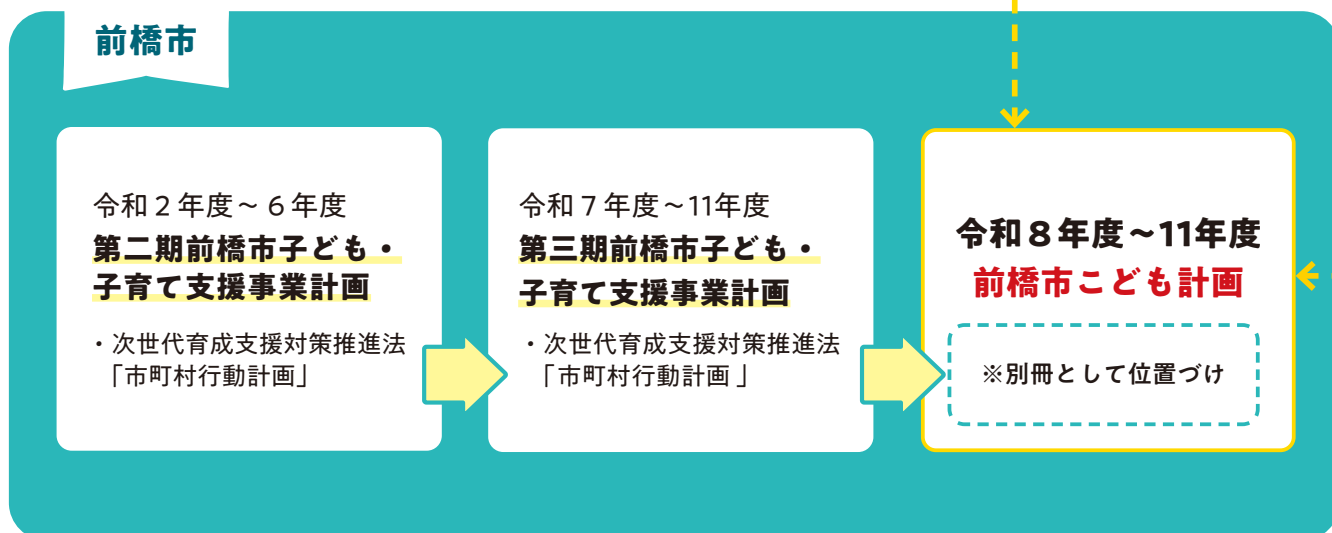


勘案



勘案

勘案



こども大綱、ぐんまこどもビジョン2025 抜粋

こども大綱

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

こども施策に関する基本的な方針（6本の柱）

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

- | | | | |
|---|---|---|---|
| <p>1</p> <p>こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p> <p>こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等</p> | <p>2</p> <p>多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p> <p>遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等</p> | <p>3</p> <p>こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p> <p>成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援</p> | <p>4</p> <p>こどもの貧困対策</p> <p>教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援</p> |
| <p>5</p> <p>障害児支援・医療的ケア児等への支援</p> <p>地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等</p> | <p>6</p> <p>児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援</p> <p>児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援</p> | <p>7</p> <p>こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組</p> <p>こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等</p> | |

2 ライフステージ別の重要事項

1 こどもの 誕生前から 幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保、こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

2 学童期 ・ 思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等、居場所づくり、小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実、成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育、いじめ防止・不登校のこどもへの支援、校則の見直し・体罰や不適切な指導の防止、高校中退の予防、高校中退後の支援

3 青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

高等教育の修学支援、高等教育の充実、就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組、結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

ぐんま子どもビジョン2025

目指す社会の姿

こどもたち一人一人が大切にされ、
全ての人がこどもの育ちを支える社会
～未来を創る好循環～

基本理念

次代を担うこども・若者にとっての最善の利益を優先し、
こどもや子育てに関わる全ての人が幸せを実感できるよ
う、当事者の声を聴きながら、ともに推進します。

基本方針

1

全てのこどもの将来にわたる ウェルビーイングの保障 【ライフステージ共通】

こどもの権利の理解と社会全体での共有、非認知能力育成と活躍できる機会づくり、切れ目ない保健・医療の提供、困難な状況にあるこども・若者への支援

2

「はじめの100か月」を 社会全体で支える 【こどもの誕生前～幼児期】

妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供、「愛着形成」と「遊び」を通じた成長の保障

3

心身の健やかな成長と自己肯定 感を高めるための環境を整える 【学童期・思春期】

安心して過ごし学べる学校生活の充実、多様な居場所づくり、性に関する教育や相談支援の充実、社会的な自立に必要な知識の習得、学校生活での様々な困難に応じた適切な対応

4

可能性を伸ばし、希望する 将来の実現を応援する 【青年期】

高等教育の修学支援と教育の質の向上、希望するライフキャリアの実現に向けた支援

5

こどもの育ちを支える 大人への支援 【子育て当事者】

子育て当事者の不安や負担の解消、共働き・共育ての推進

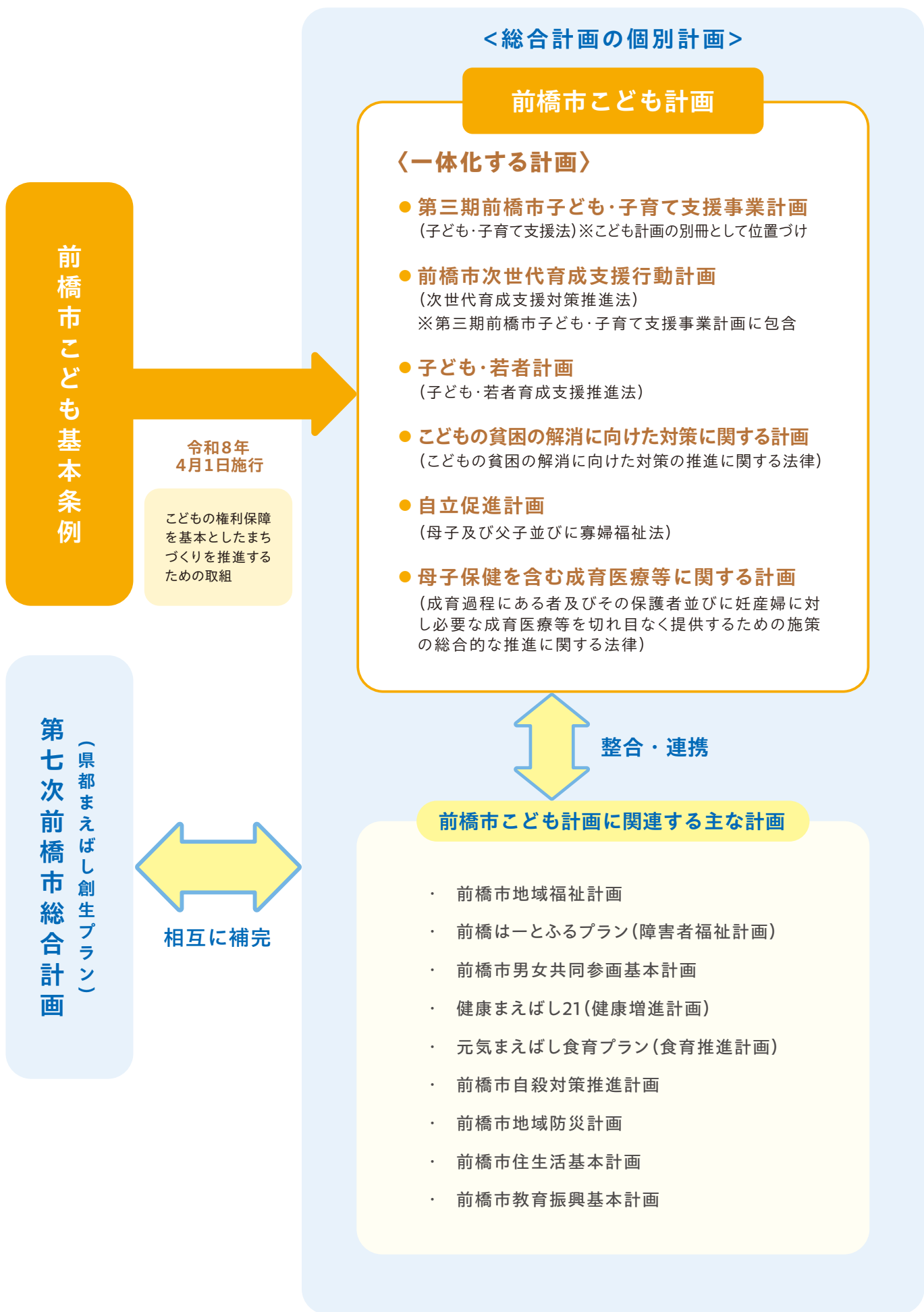
計画の法的根拠、一体化する計画

- 「前橋市こども計画」はこども基本法第10条第2項に規定された市町村こども計画として、本市のこども施策を総合的に推進するための計画として策定しました。
- また、「前橋市こども計画」は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」を踏まえた「母子保健を含む成育医療等に関する計画」と一体の計画としています。
- さらに、こども基本法第10条第2項では、市町村が作成するこども計画はこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して作成するよう努めるものとされているため、本市のこども計画は「こども大綱」及び「ぐんまこどもビジョン2025」の内容を勘案して作成しています。

市の関連条例及び計画

- こどもの権利を保障し、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長できる社会の実現を目指す「前橋市こども基本条例」（令和8年4月1日施行）の理念や役割を取組として実施する計画とします。
- 「前橋市こども計画」は本市の将来都市像を示す「第七次前橋市総合計画」のこども分野の個別計画とし、相互に補完し合う計画として位置づけます。
- また、その他にも本市で策定している、こどもや若者、子育て当事者などに関連する計画とも整合を図りながら、連携して取組を進めていきます。





前橋市子ども基本条例

令和8年
4月1日施行

子どもの権利保障
を基本としたまち
づくりを推進する
ための取組

<総合計画の個別計画>

前橋市子ども計画

<一体化する計画>

- 第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画
(子ども・子育て支援法) ※子ども計画の別冊として位置づけ
- 前橋市次世代育成支援行動計画
(次世代育成支援対策推進法)
※第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画に包含
- 子ども・若者計画
(子ども・若者育成支援推進法)
- こどもの貧困の解消に向けた対策に関する計画
(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- 自立促進計画
(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画
(成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律)

整合・連携

前橋市子ども計画に関連する主な計画

- ・ 前橋市地域福祉計画
- ・ 前橋は一とふるプラン(障害者福祉計画)
- ・ 前橋市男女共同参画基本計画
- ・ 健康まえばし21(健康増進計画)
- ・ 元気まえばし食育プラン(食育推進計画)
- ・ 前橋市自殺対策推進計画
- ・ 前橋市地域防災計画
- ・ 前橋市住生活基本計画
- ・ 前橋市教育振興基本計画

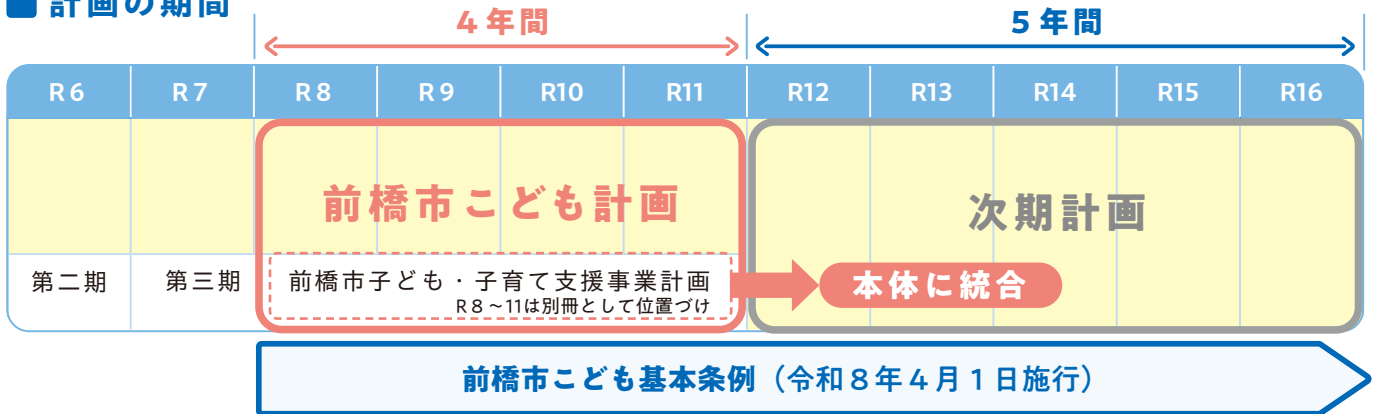
第七次前橋市総合計画
(県都まえばし創生プラン)

相互に補完

計画の期間

- 本計画は令和8年度から令和11年度までの4年間で計画期間とします。
- 計画期間を4年間としているのは、令和7年度から開始している「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」（令和11年度までの計画）を、令和8年度からこども計画の一部に含めて1つの一体的な計画とするため、「第三期前橋市子ども・子育て支援事業計画」の終了年度と合わせることにしました。
- 次期（第二期）以降の計画は5年間の期間で策定し、5年ごとに更新していく予定です。
- なお、本市では、令和8年4月にこどもの権利を保障するための「前橋市こども基本条例」が施行されました。本計画では、「前橋市こども基本条例」で掲げている、こどもが安心して健やかに自立した個人として成長することができる社会を実現するために、こどもの権利を保障するための取組やこどもの権利を市全体へ普及するための取組などを位置づけています。

■ 計画の期間



前橋市こども基本条例について

本市では、こどもの権利保障についての基本的な事項を定め、こどもが安心して健やかに、自分らしく成長できる社会を実現するために、前橋市こども基本条例を制定しました。

この条例は、こどもの権利条約の精神に基づき、こどもを権利の主体として捉え、数多くある権利の中でも特に大切な4つの権利を定めています。また、それらを守るのは大人の役割であることから、保護者や前橋市、育ち学ぶ施設、地域住民、事業者の役割を定め、基本理念に基づき、こどもが、自分の権利と他の人の権利を大切にできるように、相互に連携し、協力して支援することとしています。

さらに、市民がこどもの権利とこの条例について理解と関心を深めることができるよう、11月20日（国際連合総会において、こどもの権利条約が採択された日）を「前橋市こどもの権利の日」と決めました。

条例について、詳しく知りたい方はこちらをご覧ください。



こどもの大切な4つの権利



安心して生きる権利



豊かで健やかに育つ権利



自分を守り、守られる権利



意見を表し、社会に参加する権利

計画の対象

- 本計画は、こども、若者、子育て当事者を主な対象とします。
- また、こども、若者、子育て当事者を支え、社会環境の整備や社会活動の参加等に関わる、全ての市民、団体、事業者等も対象とします。
- こどもの定義は、こども基本法で「心身の発達の過程にある者」とされていますが、本計画では、「こども」はおおむね18歳未満、「若者」はおおむね18歳からおおむね30歳未満とします。ただし、年齢の区分によって必要な支援が途切れないよう、本計画で定めた取組や事業を実施する際には、必要に応じて対象を判断できるものとしてします。

ライフステージの区分

乳幼児期	学童期	思春期	青年期	(ポスト青年期)
こども		若者		

こども・若者の区分と説明

区分		説明
こども	乳幼児期	義務教育年齢に達するまで
	学童期	小学生年代
	思春期	中学生からおおむね18歳まで
若者	青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満まで ※ポスト青年期は青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者

参考 子ども基本法、こども大綱における「こども」、「こども施策」の定義、説明(抜粋)

子ども基本法における「こども」の定義

「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。(第2条第1項)

こども大綱における「こども」、「こども施策」の説明

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。

1. 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
2. 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
3. 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備